

リスク・アプローチに関する最近の状況

金 融 庁

令和元年12月6日（金）

目 次

- 監査基準におけるリスク・アプローチ 2
- 国際監査基準設定主体による国際監査基準の改訂 6
- 参考資料 14

監査基準におけるリスク・アプローチ

監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂(平成3年)

いわゆるリスク・アプローチの考え方の採用

(※)・・・最近、内外ともにいわゆる不正問題に関連して公認会計士の監査機能に対する社会の期待の高まりがみられる折から、監査上の危険性に対する十分な考慮を求めるとともに・・・

監査基準の改訂に関する意見書(平成14年)

リスク・アプローチの明確化

1. リスク・アプローチの意義
2. リスクの諸概念及び用語法
3. リスク・アプローチの考え方
4. リスク評価の位置付け

監査基準の改訂に関する意見書(平成17年)

1. 事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチの導入
2. 「重要な虚偽表示のリスク」の評価
3. 「財務諸表全体」及び「財務諸表項目」の二つのレベルでの評価
4. 「特別な検討を必要とするリスク」への対応
5. 経営者が提示する財務諸表項目と監査要点

リスク・アプローチにおける各リスク要素の関係

監査リスク
(AR)

=

固有リスク
(IR)

×

統制リスク
(CR)

×

発見リスク
(DR)

=

重要な虚偽表示のリスク
(RMM)

×

発見リスク
(DR)

(固有リスクと統制リスクを結合したリスク)

■ 監査リスク (AR: Audit Risk)

監査人が、財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性

■ 固有リスク (IR: Inherent Risk)

関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいい、経営環境により影響を受ける種々のリスク、特定の取引記録及び財務諸表項目が本来有するリスク

■ 統制リスク (CR: Control Risk)

財務諸表の重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性

■ 発見リスク (DR: Detection Risk)

企業の内部統制によって防止又は発見されなかった財務諸表の重要な虚偽の表示が、監査手続を実施してもなお発見されない可能性

事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチのイメージ

企業及び企業環境の理解
(内部統制・事業上のリスクの理解も含む)

[財務諸表項目]

[財務諸表全体]

重要な虚偽表示の
リスクの暫定的評価

重要な虚偽表示の
リスクの把握

特別な検討を必要
とするリスクを把握
した場合

全般的な対応

- ・ 補助者の増員
- ・ 専門家の配置
- ・ 監査時間の確保 等

リスクに対応する監査手続(内部統制の運用状況の評価と実証手続)の計画

リスクに対応する監査手続
(内部統制の運用状況の評価
と実証手続)の実施

特別な検討を必要とす
るリスクに対応する監査
手続

監査計画の修正

国際監査基準設定主体による国際監査基準の改訂

国際監査基準 (ISA)

- 2015年 ISA701 Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report
の新設を含む、Key Audit Matter (KAM) への対応を中心とする監査報告書関連の改訂
- 2015年 ISA720 The Auditor's Responsibilities Relating to Other Information
の改訂(その他の記載内容に対する監査人の責任強化)
- 2018年 ISA540 Auditing Accounting Estimates and Related Disclosures
の改訂(不確実性が高い複雑な見積りへの対応)
- 2019年 ISA315 Identifying and Assessing the Risks of Material Misstatement
の改訂(主にリスク評価手続の強化)

日本の監査の基準

- 2013年 監査における不正リスク対応基準を新設
監査基準改訂(不正リスク対応基準への対応、監査役等の連携強化など)
- 2014年 監査基準改訂(特別目的の財務諸表・準拠性意見の枠組み)
- 2018年 監査基準改訂(監査上の主要な検討事項(KAM)の導入)
- 2019年 監査基準改訂(限定付適正意見の根拠の明確化)

今後予定されている国際監査基準等の改訂等

- ISQM1 Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services Engagements
の開発(監査事務所における品質管理の強化) [2020年最終化予定]
- ISQM2 Engagement Quality Reviews
の新設(個別業務の審査に係る基準を独立した基準として設定) [2020年最終化予定]
- ISA220 Quality Management for an Audit of Financial Statements
の改訂(個別監査業務における品質管理の強化) [2020年最終化予定]
- ISA600 Group Audits
の改訂(グループ監査における監査人の監査アプローチの強化) [2021年最終化予定]

概要

- ISA540: 会計上の見積り及び関連する注記に関する監査人の実務上の指針
(ISA315等を会計上の見積りに関してどのように適用すべきかについて規定)
- 2018年6月にIAASBが改訂案を承認、同年10月に改訂基準を公表
- 2019年12月15日以降開始事業年度から適用

改訂の背景となる課題

- 会計上の見積りの複雑化と監査リスクの高まり
 - ✓ 不確実性の高い複雑な見積りの増加に伴う監査リスクの高まり(見積りにおける将来情報の利用・当該情報に関する注記の増加、測定基礎・不確実性・データ・仮定に関する注記の増加等)
 - ✓ 特に、IFRS第9号「金融商品」の適用により生じる監査上の論点(特に予想信用損失モデル関連)への対応が必要
 - (参考)バーゼル銀行監督委員会は、銀行の監査における特有のリスクに対処するため、ISA540等の改訂を要請するレターをIAASBに送付(2013年)。特に、貸倒引当金についての強固な監査ガイダンスの開発を要請。
- 会計上の見積りに関する監査品質に重要な懸念がある等の指摘
 - ✓ 監査監督当局等の検査において、公正価値測定を含む会計上の見積りが主な指摘事項として掲げられている。
 - (参考)例えば、IFIARの検査指摘事項報告書では、見積りに使用される仮定の合理性の検証がなされていない、十分なリスク評価手続が実施されていない、使用されるデータの正確性について十分な検証がなされていない等の指摘が挙げられている。
- コミュニケーション及び透明性の改善に対する要求

課題に対する主な対応

■ 会計上の見積りの複雑化と監査リスクの高まりへの対応

✓ 重要な虚偽表示のリスクの識別及び評価の強化

※ 固有リスク要因として、見積りの不確実性のみならず、複雑性(複数のデータ群や仮定、複雑なモデルの使用に起因)、主観性(会計上の見積りの属性に関する理解・データ固有の限界に起因)に焦点が当てられている。また、会計上の見積りに関する注記の監査の重要性を確認。

✓ 見積りの方法、見積りに使用されるデータ及び仮定に対する要求事項の導入

例: 見積りの方法が複雑なモデルを含む場合、モデルの設計が適用される財務報告の枠組みの目的に適合しているか等についての検討を要求。

■ 会計上の見積りに関する監査品質に重要な懸念がある等の指摘への対応

✓ 職業的懐疑心の発揮の必要性を強調

✓ 会計上の見積りに関して実施した手続の総括的な評価(stand back)を要求

■ コミュニケーション及び透明性の改善に対する要求への対応

✓ 会計上の見積りに関する監査人と監査役等とのコミュニケーションの強化

✓ 会計上の見積りに伴う見積りの不確実性や関連する注記について、監査人が特に注意を払った場合には、監査上の主要な検討事項(KAM)に該当し得ることを明記

概要

- ISA315: 財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの識別及び評価に関する監査人の実務上の指針
- 2019年9月にIAASBが改訂案を承認
- 2021年12月15日以降開始事業年度から適用

改訂の背景となる課題

- 監査人によるリスクの識別及び評価に関する課題
 - ✓ 重要な虚偽表示のリスクの識別及び評価に関する要求事項の適用に一貫性がない
 - ✓ 特に、特別な検討を必要とするリスク(Significant Risk)の識別に一貫性がない
- 監査人による企業の内部統制の理解に関する課題
 - ✓ 基準上要求されている「監査に関連する内部統制の理解」について、その目的・範囲・手続等が必ずしも明確ではない
 - ✓ 近年のITの利用の進展に基準が対応できていない

(参考) 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の検査指摘事項報告書において、十分なリスク評価手続を実施していないことが指摘事項の一つとして掲げられている。

課題に対する主な対応

■ リスクの識別及び評価

⇒ 重要な虚偽表示のリスクの識別及び評価の強化、要求事項の適用の一貫性の確保

- ✓ 重要な虚偽表示のリスクの識別は、(統制が働いていないとの前提の下、)虚偽表示の発生及びその重要性について「合理的な可能性」があるとの監査人の判断に基づいて実施
- ✓ 財務諸表項目レベルにおいて識別された重要な虚偽表示のリスクについては、固有リスクと統制リスクを別個に評価することを要求
- ✓ 固有リスクの評価に当たり、「固有リスク要因」、「固有リスクのスペクトラム」等の概念を明確化^(注1)
- ✓ 特別な検討を必要とするリスク(Significant Risk)の定義の変更^(注2)

■ 企業の内部統制の理解

⇒ 適用の一貫性の確保、要求事項の明確化

- ✓ 内部統制システムの5つの構成要素(統制環境、企業のリスク評価プロセス、企業の内部統制システムの監視プロセス、情報システムと伝達、統制活動)の理解の範囲を明確化
- ✓ IT利用に伴う関連リスクとこれに対するIT全般統制の識別、当該IT全般統制が財務諸表項目レベルにおける重要な虚偽表示のリスクに有効なものとなっているか等の評価を要求

(注1)「固有リスク要因」等の概念の明確化

- ✓ 固有リスク要因:アサーションにおける重要な虚偽の表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴をいう。定性的又は定量的な要因であり、複雑性、主観性、変化、不確実性、経営者の偏向又は不正による虚偽表示の生じやすさが含まれる。
- ✓ 固有リスクのスペクトラム:一部のアサーション及び関連する取引種類、勘定残高、注記の固有リスクは、他に比べて相対的に高いことがある。このように固有リスクが高から低までの一定の範囲内に存在している態様を「スペクトラム」と呼んでいる。

(注2)特別な検討を必要とするリスク(Significant Risk)の定義の変更

- ✓ 現行の定義:識別及び評価した重要な虚偽表示のリスクの中で、特別な監査上の検討が必要と監査人が判断したリスクをいう。
- ✓ 改訂後の定義:識別された重要な虚偽表示のリスクのうち、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - 固有リスク要因が「虚偽の表示が発生する可能性」と「潜在的な虚偽の表示の大きさ」に及ぼす影響の程度により、固有リスクのスペクトラムの上限に近い位置にあると評価されたリスク
 - 他のISAの要求事項により、特別な検討を必要とするリスクと扱われているリスク(不正、関連当事者取引等)

參考資料

監査基準の改訂に関する意見書(平成14年)

3. リスクアプローチの明確化について

(1) リスク・アプローチの意義

平成3年の監査基準の改訂でリスク・アプローチの考え方をとり入れたところであるが、なおも我が国の監査実務に浸透するには至っていない。その原因の一端は監査基準の中でリスク・アプローチの枠組みが必ずしも明確に示されなかったことにもある。しかし、リスク・アプローチに基づく監査は、重要な虚偽の表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査を効果的かつ効率的なものとするができることから、国際的な監査基準においても採用されているものである。我が国の監査実務においてもさらなる浸透を図るべく、改訂基準ではリスク・アプローチに基づく監査の仕組みをより一層明確にした。

(2) リスクの諸概念及び用語法

従来「監査上の危険性」としていた用語を国際的な用語法に改めて「監査リスク」とし、固有リスク、統制リスク、発見リスクという3つのリスク要素と監査リスクの関係を明らかにすることとした。監査実務において、これらのリスクは、実際には複合的な状態で存在することもあり、必ずしも明確に切り分けられるものではないが、改訂基準ではリスク・アプローチの基本的な枠組みを示すことを主眼としており、実際の監査においてはより工夫した手続が用いられることになる。なお、改訂基準におけるこれらの用語は以下の意味で用いられている。

- ① 「監査リスク」とは、監査人が、財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。
- ② 「固有リスク」とは、関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいい、経営環境により影響を受ける種々のリスク、特定の取引記録及び財務諸表項目が本来有するリスクからなる。
- ③ 「統制リスク」とは、財務諸表の重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性をいう。
- ④ 「発見リスク」とは、企業の内部統制によって防止又は発見されなかった財務諸表の重要な虚偽の表示が、監査手続を実施してもなお発見されない可能性をいう。

監査基準の改訂に関する意見書(平成14年)

(3) リスク・アプローチの考え方

リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが求められる。すなわち、監査人の権限や監査時間等には制約もある中で、財務諸表の利用者の判断を誤らせることとなるような重要な虚偽の表示を看過するリスクを合理的な水準に抑えることが求められるのである。このため、固有リスクと統制リスクとを評価することにより、虚偽の表示が行われる可能性に応じて、監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定することが求められる。例えば、固有リスク及び統制リスクが高い(虚偽の表示が行われる可能性が高い)と判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように、発見リスクの水準を低く(虚偽の表示を看過する可能性を低く)設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、固有リスク及び統制リスクが低いと判断したときは、発見リスクを高めに設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることとなる。このように、固有リスクと統制リスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。

(4) リスク評価の位置付け

このようなリスク・アプローチの考え方は、虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的でかつ効率的な監査を実現しようとするものである。これは、企業が自ら十分な内部統制を構築し適切に運用することにより、虚偽の表示が行われる可能性を減少させるほど、監査も効率的に実施され得ることにもなる。したがって、リスク・アプローチに基づいて監査を実施するためには、監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。そのために、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の社会的信用、企業の事業内容、経営者の経営方針や理念、情報技術の利用状況、事業組織や人的構成、経営者や従業員の資質、内部統制の機能、その他経営活動に関わる情報を入手することが求められる。監査人がこれらの情報の入手やリスクの評価を行うに当たっては、経営者等とのディスカッションが有効であると考えられ、こういった手法を通じて、経営者等の認識や評価を理解することが重要となる。

監査基準の改訂に関する意見書(平成17年)

1 事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチの導入

リスク・アプローチに基づく監査は、重要な虚偽の表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査を効果的かつ効率的に実施できることから、我が国でも、平成3年の監査基準の改訂で採用し、さらに、平成14年の監査基準の改訂で、リスク・アプローチに基づく監査の仕組みをより一層明確にしたところである。

しかし、現実の企業における日常的な取引や会計記録は、多くがシステム化され、ルーティン化されてきており、財務諸表の重要な虚偽の表示は、経営者レベルでの不正や、事業経営の状況を糊塗することを目的とした会計方針の適用等に関する経営者の関与等から生ずる可能性が相対的に高くなってきていると考えられる。また、経営者による関与は、経営者の経営姿勢、内部統制の重要な欠陥、ビジネス・モデル等の内部的な要因と、企業環境の変化や業界慣行等の外部的な要因、あるいは内部的な要因と外部的な要因が複合的に絡みあってもたらされる場合が多い。

一方、監査人の監査上の判断は、財務諸表の個々の項目に集中する傾向があり、このことが、経営者の関与によりもたらされる重要な虚偽の表示を看過する原因となることが指摘されている。そこで、リスク・アプローチの適用において、リスク評価の対象を広げ、監査人に、内部統制を含む、企業及び企業環境を十分に理解し、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事業上のリスク等を考慮することを求めることとした。

さらに、こうした観点から、固有リスクと統制リスクを結合した「重要な虚偽表示のリスク」の評価、「財務諸表全体」及び「財務諸表項目」の二つのレベルにおける評価等の考え方を導入した。このようなリスク・アプローチを「事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ」という。

なお、財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性に応じて、発見リスクの水準を決定し、これに基づいて監査手続、その実施の時期及び範囲を計画し、実施するというリスク・アプローチの基本的な考え方は変わらないことから、今回の改訂に係る部分を除いて、平成14年の改正における「監査基準の改訂について」に記載されている概念や考え方は踏襲されていることに留意が必要である。

監査基準の改訂に関する意見書(平成17年)

2 「重要な虚偽表示のリスク」の評価

従来のリスク・アプローチでは、監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるため、固有リスクと統制リスクを個々に評価して、発見リスクの水準を決定することとしていた。しかし、固有リスクと統制リスクは実際には複合的な状態で存在することが多く、また、固有リスクと統制リスクとが独立して存在する場合であっても、監査人は、重要な虚偽の表示が生じる可能性を適切に評価し、発見リスクの水準を決定することが重要であり、固有リスクと統制リスクを分けて評価することは、必ずしも重要ではない。むしろ固有リスクと統制リスクを分けて評価することにこだわることは、リスク評価が形式的になり、発見リスクの水準の的確な判断ができなくなるおそれもあると考えられる。そこで、原則として、固有リスクと統制リスクを結合した「重要な虚偽表示のリスク」を評価したうえで、発見リスクの水準を決定することとした。

3 「財務諸表全体」及び「財務諸表項目」の二つのレベルでの評価

財務諸表における重要な虚偽の表示は、経営者の関与等から生ずる可能性が相対的に高くなってきていると考えられるが、従来のリスク・アプローチでは、財務諸表項目における固有リスクと統制リスクの評価、及びこれらと発見リスクの水準の決定との対応関係に重点が置かれていることから、監査人は自らの関心を、財務諸表項目に狭めてしまう傾向や、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因の検討が不十分になる傾向があることから、広く財務諸表全体における重要な虚偽の表示を看過しないための対応が必要と考えられた。そこで、財務諸表における「重要な虚偽表示のリスク」を「財務諸表全体」及び「財務諸表項目」の二つのレベルで評価することとした。

財務諸表全体レベルにおいて重要な虚偽表示のリスクが認められた場合には、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させ、監査リスクを一定の合理的に低い水準に抑えるための措置を講じることが求められる。

また、財務諸表項目レベルでは、統制リスク評価に関する実務的な手順を考慮して、まず、内部統制の整備状況の調査を行い、重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、次に、当該リスク評価に対応した監査手続として、内部統制の有効性を評価する手続と監査要点の直接的な立証を行う実証手続を実施することとしている。

監査基準の改訂に関する意見書(平成17年)

4 「特別な検討を必要とするリスク」への対応

会計上の見積りや収益認識等の重要な会計上の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、関連当事者間で行われる通常ではない取引等の特異な取引等は、監査実施の過程において特別な検討を行う必要があることから、「特別な検討を必要とするリスク」として、それが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続の実施、及び、必要に応じて内部統制の整備状況の調査や運用状況の評価を実施することを求めている。

5 経営者が提示する財務諸表項目と監査要点

財務諸表の監査の目的は、財務諸表の適正性に対して、監査人が自らの意見を表明することにある。そのためには、監査人は、経営者が提示する財務諸表項目について立証すべき監査要点を設定し、監査要点ごとに監査手続を実施して監査証拠を入手し、監査要点に関して立証した事項を積み上げて統合化し、財務諸表の適正性に関する結論を得ることになる。

経営者の提示する財務諸表項目は経営者が責任の主体であるのに対し、監査要点は監査人が設定した立証すべき目標であることを明示することにより、両者の関係を明確にすることとした。